

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

「世界の多様な文化と文化遺産試論」

Diverse World Cultures and Heritage

野口 英雄

NOGUCHI Hideo

By definition, **culture** is firstly intrinsic and subconscious principles inducing our mental and physical cognizance and behavior. Secondly, **culture** is products created and generated from our creative actions, and it includes its present and past processes. For instance, customs and traditions fall under the first definition of **culture**, while languages, religions, philosophy, literature, plastic and performing art are examples of the second culture. Thirdly, culture can be defined as a totality of complex social phenomena observed as dynamic manifestations of metamorphosis of civilization accompanied by radical changes in human behavior and conception through globalization processes. The new culture can be discontinued from our remote and near past unlike the previous cultures. **Cultural heritage** is the products from our past cultures and its present processes as well as values and meaning of cultures. People(s), who created or creating cultural heritage are also cultural heritage. Since peoples' life is diverse, world cultures and cultural heritage are naturally diverse in its forms and manifestation. The present paper examines the conditions that facilitate better understanding, recognition and promotion of these diverse cultures and heritage.

1. 本論の目的と背景

本論は、世界の多様な文化と文化遺産の今日的、近未来的な「あり方」を理解する為のひとつの試論である。すなわち、文化と文化遺産を理解し、認定することに関わる主要な問題領域を列記し、それらの構造と機能の一部を解明する手がかりを、7つの問題領域として提示することを目的とする。この試論自体が「国際的な規律の精神に合致して承認されている、本質的な価値観と倫理的なルールに沿って思考し行動していく to conceive and act to comply with certain essential values and ethical rules accepted in a spirit of international discipline」と云う立場から書かれている。延いては異なる文化間と、ひとつの文化内部での対話と共感、より現実的な共生を推進することを目指している。また「平和の文化」の構築や、より公正な「人権の実現」を目指し、より良い現代と近未来の文化と文明を構築し、それを将来の世代へ伝承していく努力をしようということを目指している（参照：1997年ユネスコ第29回総会の決議）。

序に、このような言明自体の含む、あるいは立脚している「価値観」の判定そのものが、

学術と政治の領域で再検証され、追認強化され、その反対に逸脱を試まれる可能性もあることを否定することはできない。このことは、本論の中で扱う文化と文化遺産の問題領域に関連して具体的に検討する。

本論はまた、日本の文化財保護法制定50年を記念して、2000年12月に東京で開催される予定の国際シンポジウムで議論される内容を予め思索し、その構造の分析をすることによって、より建設的な貢献をすることを志向している。シンポジウムの目的は、「世界の文化と文化遺産の多様性は、多様な社会の文脈のなかで形成されてきた。それは知的、精神的な豊かさを創造する根源的な要素であり、人類共有の財産である」(参照：東京国立文化財研究所「文化の多様性と文化遺産」2000年)との認識に立ち、それと今日の急速な社会の変動のもたらす建設的あるいは破壊的な力に対比して、多様な文化遺産の持続可能な保存と発展を思考することである。その根底には21世紀を向かえるに当たって、我々の「文化と文化遺産」の理解と認証や指定の可能性を再考し、そこから主に国内の施策や国際的な知的活動に役立てようと言う意志が表明されていると読み取れる。積極的な国際協力と相互理解の増進も加わる。その上に、この好機の波及効果を目指してメディアに訴えて、「東京メッセージ」を日本と世界に発信することと、その成果の出版も考えられている。このような思索と、国際的な行事の企画運営の事例は、本学での研究と学習にも直接貢献すると期待される。しかし本論は、そのような公的な目的が内蔵しうる思考的、外交的な制約から出きるだけ解き放って、自由な思考を展開する点から、完全に私の知的創作である。言い換えると、本論に関わるあらゆる責任はそれぞれ必要に応じて私が負うべきである。出きるだけ曲解を避け、知的で有用な議論を促したい。

文化と文化遺産の力

文化と文化遺産の「力power, force, le pouvoir」の理解は、20世紀の後半特に1980年代以降に急速に進んだ。この「力」は、文化的なアイデンティティとあいまって集団的精神的な「力」であり、それは政治的な「力」でもある。またこの「力」は、世界の隅々に及ぶ経済の多重性の持続を試行させる「力」でもある。

翻って、その契機を作ったのはまず1945年の国際連合(The United Nations, Les Nations Unites)の設立と、その翌年のユネスコ(The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)の創設だと理解される。特に国連憲章 The UN Charterとユネスコ憲章The UNESCO Charterのように、現実的な理想アイデアリズムを掲げ、その実現に向けて世界が行動するメカニズムを構築した事実は重要である。これら国際機関の意志決定と行動に、世界の殆どの国々と人々が平等に参加している事実も併せてである。その上に国連と、20程の国連専門機関The UN Specialized Agenciesなどとの共同行動と調整を追記すべきだ。

このようなメカニズムと世界的な行動を通して、人類と文明が持続し発展するために、優先すべき事項を選択し、緊急事項などをヒエラルキカルに理解し、常にプラグマティックに選択し行動できるように心がけている。勿論この努力を凌駕する、人権の侵害や難民の続出、世界の人口増と、延いては絶対的な食糧難と貧困、不公平と不正などの深刻な問題も多い。これらが文化や伝統と関連している面も多い。例えば1980年以來の20年間に、世界は98件の内紛と国際紛争を経験した(参考文献 UNESCO-12 “From a Culture of

Violence to a Culture of Peace ”; UNESCO-2 “ The Culture of Peace ”)。アフガニスタンやバルカン半島諸国に見るように、人権の侵害と生活破壊に人々は喘いでいる。このような内紛の直接間接の原因は、人々がよりよい生活、政治、文化を求める願望に摩り替えて、それとは違う伝統的な文化や伝統そのものへの回帰志向に立ち、人々の願望を政治的に操ることにあると指摘される。人々から自由を剥奪することも必ず伴っている。南北の格差、国内の格差はかえって拡大していることを示唆するデータもあり、そのような指摘も多い。1990年代からの急速なグローバリゼーション globalization, mondialization は、文化を含む多くの面で恩恵を世界にもたらしつつある。その反面で、かえって拡大し顕在化する各種の格差は個人と集団のレベルでみられ、経済と政治の力に裏打ちされた文化の世界制覇は、世界の多様な文化を内部から抑圧する作用をもたらすなどのマイナス要因のあることも忘れないでこころ。

ついでに文化の力と並んで「科学の力 power of science 」についての言及を引用しよう。“ Science is the most powerful tool of the twentieth century. Often-difficult relationship between scientists and those who govern them is examined to define what needs to be done to ensure that science is used for the greatest good of the greatest number. ”(参考文献 UNESCO-2 “ Science and Power ” and “ Birth of a Civilization ”)。

世界文化発展の十年

ユネスコ総会と国連総会の決議を経て、1988年から1998年の十年間にわたって「世界文化発展の十年 The World Decade for Cultural Development 」が実施された。その成果は、世界の多様な文化と伝統を理解し、それを人類の遺産として認知し、持続し調和を保った社会と個人の発展に反映するために多大の貢献をした。

これに先立って1982年に、メキシコ市においてユネスコの「文化政策に関する世界会議」が開催され、181項目にわたる勧告 Recommendations が採択された。この会議は、それに先行するユネスコ第21回総会の決議 No. 4.01 に則り、総会に次いで重要な政府代表によるものであった。全世界に招待状が発送され、それを受けて実際の参加者は、126のユネスコ加盟国、準加盟国、6の非加盟国、3の独立運動組織すなはち The Holy Sea と The African Liberation Movement と The Palestine Liberation Organization、国連機関 The United Nations System に属する26機関の中4の国際機関、179中62の国際非政府機関 International Non-Governmental Organizations、37中11の国際財団 International Foundations などの代表者960人であった(参考文献 UNESCO-2A “ Final Report ”)。

この1982年のメキシコ世界文化政策会議は、文化と文化遺産の分野で重要な歴史的分岐点となった。人類と世界に果たした過去の文化の役割を再確認し、今日と将来に経済、技術、政治などあらゆる分野で、文化が果たしうる役割を模索する契機となった。この会議の成果は、それを受け継いだ「世界文化発展の十年」と共に、本論の基礎となっている(参考文献 UNESCO-5 “Our Creative Diversity: Report of the World Commission on Culture and Development ”)。

世界行動計画：発展のための文化政策

上述の「世界文化発展の十年」の総決算として、1998年3月28日から4月2日の間スト

ストックホルムにおいて再びユネスコの「世界文化政策会議」が開催された。その決議文が、ストックホルム宣言「世界行動計画：発展のための文化政策 International Action Plan: Cultural Policies for Development」で、5章からなる勧告 Recommendations である。その趣旨が示唆するのはこうである。

21世紀の四半期には、世界の人口は170億人に達すると予測される。現在世界人口の90%は途上国の国民であり、また途上国人口の90%の人口の個人所得は、平均して先進工業国と比較すると十分の一以下である（参照：ユネスコ年鑑 UNESCO Year Book 1999）。教育開発、社会公正、土地や生産手段の確保、職業、民主主義などの実現、衛生などの向上が早急に必要であるのは当然である。しかし従来のように経済開発を一つの軸としてこれらの向上を志向する時に、目標達成の困難であることを現実には示している。当然のように、伝統と文化に立脚した幾つかの選択肢を、生活のあらゆる分野で考えさせる。それを政策として採用する必要がある。例えば、伝統医薬の再生と改善をもって、健康と衛生の向上を図ることができる。伝統的な農林漁業などを、緩やかに改善し多様化して生産性を向上する。これら生活のあらゆる面を可能な限り向上するために、多様な文化と伝統の可能性を最大限に追求できるだろう。このような創造的なアプローチを可能にする為には、国内外の多くの分野にわたる専門家やNGOの大規模な協力が必要である。その為に政府は新しい文化政策を策定し実施する必要がある。

パリ大学国際シンポジウム

本論に関連して、パリ大学国際シンポジウムに言及したい。1999年12月にソルボンヌ・パリ第4大学は、「20世紀末に文化遺産を凝視する Close Gazes at Cultural Heritage at the End of the 20th Century」をタイトルに国際シンポジウムを開催した。これにユネスコは技術的・経済的支援をした。有形無形の文化遺産のさまざまなあり方とその理解の仕方について、世界から36のレポートの報告を受けた。従来とは異なるレベルでの文化と文化遺産の理解があり得ることが確認された。例えば、アフリカ等では物質的には捉えられない空間認識や行動が、文化遺産として認知される。ヨーロッパでも狩猟の習慣と職業が文化遺産として提示される。それには環境保護との厳しい論争点も鮮明になった。オリンピック事務局から、オリンピック The Olympic Games を文化遺産として理解し認知するように提唱された。これには単なるスポーツで文化ではないとの反論もあった。しかし、ギリシャ・オリンポスの伝統すなはち古代文化の一部が、スポーツを通じて国際理解と協力に向けて、現代の活動に再生されている。そして既に100年の歴史を経ていると言う点から、文化遺産の資格を得そうである。その論点は、文化遺産は何のために認知するのか、その意味と価値すなはち目的に関連している。また世界的にみられる異文化集団間のコンフリクトなど、深刻な問題にも少なからず言及された。最後に活発な討議を経た結果、より深い理解に立脚して、世界のあらゆる社会で、保存と振興を推進すべきとの決議を採択した。私は全体会議の議長を勤め、その後もアドバイザーを勤めている。この会議の組織委員長を勤めたフローラ・ブランション教授はまた、本論に言及する東京国際シンポジウムに招かれている。パリ国際シンポジウムの成果は、2001年に同大学から2巻本として発行される予定である。

20世紀の成果と根源的な課題

以上を踏まえて、今日の成果と課題を整理してみよう。第二次世界大戦後の20世紀後半には、世界と人類は今までにない精神文明の発展を経験した。それは情報通信、経済、科学技術など広範な分野の発展と並行している。テレビなどメディア、交通手段や観光の成長につれて、文化、政治、経済、社会の状況や、信条の違いと共通性を、従来になく理解できるようになった。他方、科学技術、医学と生命科学などの急速な発展の結果として、その多大な恩恵を受ける反面、人間との乖離が私たちに、近い将来に環境と文明の破壊があり得ることを想起させる程にもなった。しかも1980年代以降の、社会のあらゆる現象のグローバリゼーションに並行して、世界中の集団と個人が、これらの成果と脅威の直接間接の影響を日常的に受けていることを実感されるようにもなった。この点に関連して「文化」が想起され、行動が提唱されることも多い。

20世紀の後半にはまた、全世界は共同して平等な人格を規定し、人権、社会正義と公正公平、平和の構築、倫理のより良いあり方を模索し、実現に努力を結集している。それを目指す国連システムの役割と、世界の努力は上述の通りである。

しかし、これら人類の理想を実現する過程で、根源的な課題も幾つか指摘される。すなわち、理想と現実との相克、民主主義下の多数と個人、言いかえると国家と個人と文化集団、国家の犯罪を許す内政不干渉の原則など。これらの課題も、本論の中で考慮されている。

II. 「文化」と「文化遺産」の定義

本論で取り上げる「文化 culture, la culture」は、フランスでは18世紀の用語だと言われる（参考文献1 "Encyclopaedia universalis"）。「文化」は「文明 civilization, la civilisation」と直接の関係がある。本論では、過ぎ去った時間と切り離すことのできない「文化」を、以下三様に定義する。前二つの定義は、時間軸の上で過去と現在の連続を本質として内蔵している。しかし論理的には、それらも動的であり、その中に過去と現在の時間的延長としての未来も包含しうるとも考えられる。その上、文化の未来形は線形的でもあり非線形もありうるのだから、過去と現在のアンチテーゼとして、文化の未来形が思考される可能性もあろう。

その意味で文化の第三の定義の峻別点は、将来に身体化されたり、客体化され制度化される可能性がある無しに関わらず、それとは違う次元で、すなわち新しい領域を含めて過去よりはさらに広範な領域で、複雑な相互関係を提示しうる「文化」の未来を思考し、未来から現在を内包することにある。これは「文化」を基軸としての未来予測に有用であると考える。過去、現在、未来の時系列の観点からみると、前二者の「文化」動態は、現在から過去に遡ることもある。しかし第三の「文化」の動態はその性質の故に、「可逆性」のない未来への一方向のみであると定義しておこう。何れにしても「文化」は多面的包括的で、状況による可変性を内包していることを認識する必要がある。

- (1) 一般に「文化」は、行動や思考を導く規範 *guiding principles* の総体で、それは身体化されている。一つの文化集団とその日常の生活環境の中では、自己と集団の行動や思考を方向づける規範が意識されることは殆ど無い。意識されるのは、行動や思考そのもの、あるいはその結果である。規範としての「文化」が意識されるのは、異文化集団あるいは異なる生活環境との遭遇、すなわち自己と他者との違いを意識させられる時である。習俗、習慣、伝統などがこの範疇に当てはまる。稀にこの「規範」としての「文化」が、次に定義される文化と合わせて意図的、政治的に強調されることもあり、ナショナリズムの高揚などに向けられこともある点が指摘される。
- (2) また「文化」は、行動や思考の客体化された、あるいは制度化された形成物と、その形成過程である。またその形成物を使用しての行動や思考の過程である。言語、宗教、哲学、文学、造形芸術や表現芸術などがこの範疇に入る。風光を愛でる「精神的態度」は、第一の定義に属するが、それが文学や芸術作品によって客体化された時に、この第二の定義が当てはまる。また逆に文学や芸術作品が、作者や文化集団の精神的傾向を理解する手がかりになるのは、この第一と第二の定義に当てはまる文化の相互関係に依存している。
- (3) 本論の試論のベースになる第三の定義によれば、「文化」は錯綜する社会現象の精神活動と行為の総体で、文明のダイナミックな変質形とその過程である。科学技術、生命科学や情報通信技術の急速な発展とグローバリゼーションに伴い、人々の行動や概念の大規模かつ急進的な変化が起こり、思考と行動に過去との断絶がある。これは、20世紀後半から21世紀にかけて進行する新しい社会現象で、今後も展開すると予測される。(参考文献UNESCO-2 “Birth of a Civilization”：“Dynamic manifestations of metamorphosis of civilization observed in radical changes in human behavior and conception”)。この第三の定義に当てはまる[文化]は、社会の発展に対して新しい貢献をする可能性をもつと同時に、文化そのものが自己増殖していくことも懸念され、またその波及効果として、あらゆる分野での社会格差が拡大し、環境破壊を来すことも懸念される。未来に懸念されるネガティブな結果を低減するために、予防措置を取っておこうと云う未来志向の行動の根拠はここにある。その上に、この第三の「文化」を正しく理解しておくことは、ますます錯綜し変化の速い社会現象をグローバルに理解するために有用である。

「文化遺産 Cultural Heritage, le patrimoine culturel」は、上述の「文化」の「過去性を必須の基盤とする」形成物とその形成過程であり、集団にとっての今日的な意味や価値である。また文化の集団的な情報でありまたは情報媒体である。そのような意味、価値や情報を創造し伝達する「現在および過去の人または人々」をも含む。「文化遺産」は従って、時間の進行すなわち社会の進展と共に変化する「動態」あるいは「過程」であるから、不変ではない。また「文化遺産」の認識、理解、認定は、集団的な行為であり、多くは施策による。

次に、「文化」と「文化遺産」を創造し、保持継承し、また理解し、認証する主体とし

での、少なくとも国際法などで扱われる「法的あるいは概念としての人格」に関連する定義を必要とする。しかしそれらは本論の関連個所で扱い、また関連の著書に委ねたい。これらの主体は「個人 individual, l'individu」, 「集団 groups」, 「文化集団 cultural groups」, 「国民あるいは市民 nations, peoples, citizens」, 「マイノリティ minorities」, 「地方自治体 self-governing bodies, municipalities」, 「地域共同体 communities」, 「国家 states」, 「政府 governments」, 「世代 generations」, 「人類 humankind」, 人間の総体としての「世界 the world」などであろう。

III. 文化と文化遺産を規定する7つの問題領域

以下に、「文化」と「文化遺産」を規定することに直接間接に関わる7つの問題領域、すなわち観点について論述する。まずそれには三段階の考察が必要であることを指摘しておく。第一に、文化と文化遺産のあり方を「理解」し、理解のメカニズムを解明していくこと。第二に、文化と文化遺産の「現在の変化過程」を、その推進要因と反対に脅威とを合わせて解明すること。第三に、文化と文化遺産をより良く発展し保護していく、現在と近未来の過程とその必要要件を解明することが必要である。

1. 文化と文化遺産を創造する主体と、それを理解し認知する主体

「文化」は上述の定義から通常、集団の思考と行動の総体である。個人の創造も、集団にとっての意味と価値から理解される。しかし、「人権」の一部であると考えられる「文化の権利」に関連して、文化と文化遺産を創造する「主体」は、止めど無く「個人」のレベルで問われる場合もあることを念頭に入れる必要がある。マジョリティに対比されるマイノリティの問題は、またしばしば、ある特定のマイノリティ集団の、その中の多数と少数との関係という微妙で根源的な問題を提起することも少なくない。例えば、マイノリティとしての沖縄の文化を、日本主流の文化の中で理解する時、沖縄ないしは南東諸島文化自体の多様性を見落とす危険性がある。沖縄文化が政治的な問題である時にはなおさら、このように過度に単純化する危険性が潜在する。

文化と文化遺産を理解し認知する営みは、しばしば特定の目的をもった行為であると理解すれば、創造する主体と、理解し認知する主体とが一致しているのが理想的であろう。自己の運命を自分で選択できるという民主主義の原則に照らしてである。しかし自己の文化と文化遺産を創造する時と、その結果を理解し認識する時点には「時差」があるのが常であるから、他の文化集団ないしは個人が文化や文化遺産を認知する場合も多い。ましてや、文化と文化遺産が国内の施策の対象となると、上位の文化集団すなわち政治的、文化的なマジョリティが、自らの目的にそって、他者の文化と文化遺産を理解し認知することが多い。認知したり逆に否定したりする極端な例は、政策のレベルでの「多文化主義」に対抗する「文化同化主義」であろう。前者はマイノリティの存在と多様な文化を積極的に取り入れるのに対して、後者はそれを否定するか、あるいは政策の上で承認しない。文化と文化遺産の多様性を思考する時には、この「主体」の視点を銘記し、問題の混同を避ける必要がある。

異文化間の相互理解増進、あるいは平和と共存を前提とした模擬の戦い

「文化」の理解や認知は、文化集団が自己の文化や、また逆に他の文化集団を対象としてなされることがある。そのような「文化」は文化集団とともに「単位の文化」として理解され、単位文化間の共通性と異質性が理解される。レヴィストロースなど人類学者が最近指摘する、「文化はひとえに文化集団間の接触と交流の産物である」ことはここで特記するに値する（参考文献 UNESCO-5 “ Our Creative Diversity ”）。この言明には、第一に国際文化交流推進の意図がある。次にそれとは逆に内向的に文化の「独自性」を強調するには、その論理的、歴史的基盤の正確さが要求され、それは極めて困難であることを、文化人類学の分野から訴えている。そして第三に歴史を通してみると、文化の独自性を強調すれば、内に向かつては精神的結束を強化するが、異文化集団間の軋轢を誘発しうることを認識させる。またその軋轢を意図的に生成してそれを有利に戦う政治的意図の道具として、しばしば紛いの「独自の文化」が使われてきた事への警告をも含んでいる。

それとは逆に、「文化の独自性」は他者によってより正確に理解される可能性もしばしばある。それは第二次世界大戦中にもあったように、また古来から、敵のとり得る戦略をより正確に読み取る手段として、戦争に利用されることはあった。しかしその例よりは、異文化集団の間の相互理解の増進と、また自己の発見の成果をもたらす点が、特に最近強調されている。2000年を「平和の文化世界年」、2001年を「異文化の対話の世界年」とするのは同趣旨である。

文化遺産である宗教の教理は、それを信仰する者を対象にするとはいえ、博愛や寛容忍耐を説き、狭愛や攻撃を優先しない。しかし宗教の扱いについては、政教分離を原則とする国々では細心の注意が必要である。その土地では消滅した宗教に関連したり、断絶した権力の象徴である古王宮のような文化遺産は過去のものであり、所期の機能の消滅に伴い、それらの文化遺産が現在もっている意味と価値には転換があることを前提としている。逆に、現在も機能している国教以外の宗教施設や、象徴としての王宮は、文化遺産として認知しがたい場合が多い。

アフリカの一部には、トライバル・ジョークがある。言葉と仕草でのみ模擬の戦いを挑む異文化間の行事である。その戦術は、自己の他者との違いを、自己の優越として強調することによっている。異種族同士が境界で対面しながら、それぞれが共にすれ違う独自の優越感に浸り、自己満足することが、平和裏に共存するための知恵となっている例である（参照：UNESCO 29th General Conference, Commission IV Report, 1997）。ここには、異文化集団の、文化遺産としての公共空間すなはち境界の共有が見られる。

文化遺産としての公共空間の共有

伝統的な社会も、伝統的でない社会も等しく意味と価値をもったある公共空間を所有している。人々はその公共空間の存在自体に日常的な意味を確認する。伝統行事や祭礼の際には、それを挙げる文化集団にとって、その公共空間の意味と価値が最高潮に達する。しかし共存する別の文化集団にとっては、敵対する文化集団の挙げる伝統行事や祭礼の最高潮こそ、堪え難い屈辱となる。この時とは、本来は異文化集団が共有すべき空間でありながら、それに反して我が独占の公共空間と認知したい空間を喪失することを体験する時である。このような公共空間が例えば、イスラエルとパレスチナ双方にとってのエルサ

レムである。カトリック市民とプロテスタント市民が相互にパレードを挙行する、北アイルランドの町の公共空間も同様である。インドとパキスタンにまたがるカシミールのアユティアでは、ヒンドゥ教寺院とモスクが、時経的に交互に重なる極点としての聖地が、このような共有を拒絶された公共空間である。ここに見るのは、一つの公共空間を、異なる歴史的時点で占有した二つの異文化集団が、過去の空間占有の体験を、現在同時に再現したい熱望から発生する紛争である。何れも局地的な紛争ではあるが、その波及効果など国際的な意味をもっている。国連の安全保障委員会は、このような国際紛争の当事者同士による解決を促す。しかし上記の三例はそれぞれ違った解決を模索している。イスラエルとパレスチナの間には、国連の支援する合意書に加えて、アメリカやヨーロッパ連合、アラブ諸国などの第三者が継続して仲介の役を担う。北アイルランドでは、敵対する双方の市民の主導で、双方の利益を保証する意志決定のプロセスを導入して、共生を決めた（参照：分田順子「マイノリティの国際政治学」）。カシミールでは、1940年代にイギリス統治政府が裁定した、この聖地の凍結決定が、最高裁によって今日まで繰り返し追認されている。

文化と文化遺産の内向的な理解と認知、あるいは人類の共有

「文化」や「文化遺産」の理解と認知は、内向性の一面をもっていることは否めない。そして「文化」や「文化遺産」の再生産も、国内向けの、あるいは文化集団の政治的な意図や行政と切り離すことも困難である。それ故に「文化」や「文化遺産」が振興される反面、悪用されたり、あるいは意図的、政策的に破壊されることも多い。「文化」や「文化遺産」には、外人嫌い xenophobic attitudes, 自己中心 ego-centric, 政治的マニピュレーション political manipulation の三つの落とし穴がまつわり付いている。

その落とし穴に気づき、人類や世界が共有すべき「文化遺産」を概念化したのは、20世紀の二つの世界大戦の間1930年代の初めて、世界の建築家達のアテネ宣言であると理解されている（参照：ICOMOS Brochure 1999）。それから40年後の1972年に成文化された「世界文化自然遺産条約 The World Cultural and Natural Heritage Convention：世界遺産条約と略記」は、そのような人類の遺産を、文化と自然の両面から世界的に認知し、保護する目的を持っている点で史上画期的である。その上この条約は、国際政治の場で、文化を通じて自己表明を行い、積極的に相互交流を推進できる場を提供している。例えば、私は1990年以来、北朝鮮が世界遺産条約を批准するように訴えた。ようやく1998年にそれが実現した折に、文化・外交当局は、この「文化交流としての効用」に言及した。

2. 文化と文化遺産の多様性と多義性の理解

世界の文化が、そのあり方とともに多様であることは自明である。しかしその多様性を主体的に理解し認知するには、一定の理知的な柔軟性と、政治的な包容力を必要とする。従って、文化の力と、経済の力と、政治の力のバランスがなければ、多様性の認知は出来ないのではなからうか。国内の政策策定とその実施に当たってある種の選択を迫られる時に、このことが問題になる。その選択がよって立つ原理すなはち基準として、優先順位と多数決の原則が用いられるのが伝統である。しかし多様性の理解と認知は、優先順位や多数決の原則とは相容れない、マイノリティやあるいは希少価値の理解と認知であることを

認識する必要がある。

文化と文化遺産の意味と価値が多様であることは、上記の文化と文化遺産の定義からも容易に理解される。その上に文化の多義性は、時間の経過と空間の広がりからも由来している。その好例は、死滅した文化や、機能を失った遺跡が、今日別の意味と価値を得てよみがえる場合である。この場合、多様な意味と価値が重なり合っている、東洋と西洋の地理的な中間に位置する文化と文化遺産を、東西はそれぞれ微妙に違う観点から、それぞれに自己文化の延長として評価しているのも、文化と文化遺産の多義性と包容性の故である。それは必ずしも誤解や歪曲ではなく、あり得る理解と認知の幅の中での選択の結果である。例えば、ガンダーラ文化である。西洋はこれを、紀元前3世紀にアレキサンダー大王がこの地に遠征して以来のグレコローマン文化として認識する。それに対して東洋は、盛期の仏教文化としてみる。

従って、文化と文化遺産の理解と認定には、必ず客観的な評価と価値付けが必要である。しかし上述から、それをする主体と立場こそが、そのような評価と価値付けを直接に方向付ける宿命をもっていることが理解された。主体と立場をまず問う必要がある所以である。

3. 文化集団と多重のアイデンティティの理解

文化集団は、共通に身体化された規範や、言語のような客体化された文化の生成物やその過程を共有する。それ故に集団としてのアイデンティティを強く自覚し、外部からも認知される。

しかし急速に変化したり、移動性が高く、また外部との接触の多い現代の社会は、多重の文化的側面をもち、それ故に一つの文化集団に属する個人個人は、同時に複数の集団に、ある時は機能的物質的に、またある時は精神的に帰属していると理解されるだろう。この現象は、文化集団が文化を共有する「内の世界」と「外の文化」とが、ダイナミックに関わりをもっていることを例示している。本論で指摘されるのは、このダイナミズムを理解し認知することが、文化の多様性を理解し認知することでもあると云う点である。

4. 言語、人権、文化の権利

言語は客体化され制度化された文化である。言語は当然、自己と外界の相互を、総合的に認識し記述したり、それに働きかけることを方向付ける。言語は、理解、認識、コミュニケーションの道具でもある。文化集団にとって、言語は掛け替えのない自己とそのアイデンティティの一部である。従って、人権や文化の権利の重要な一要素でもある。多様性の理解は必然的に、多様な言語を理解することである。文字をもたない言語もこの中に加えておかなければならない。

多重言語と多重文化の政策選択

国家の政策として、単一の言語と等質の文化を選択することは、強い近代的な国民国家を効率的に建設するために効果的であった。現在の先進国のすべてが、19世紀以来この選択をして国家建設に成功した。これら先進国も、以前であれば同化政策ないしは文化浄化の対象としたであろう、先住民やマイノリティ集団や外国人移住者を、新たに抱えている。人権と文化の権利や民主主義など、現在国際的に承認された規範に基づいて、複数の異文

化集団のよりよい共生を模索しなければならないことは自明である。殆どの途上国の現実も同様である。共生を模索するこれらの人々の、言語や生産など生活のあらゆる面にわたる文化と、そして文化遺産を理解し、尊重する必要はますます強まっている。そこで、多重文化を認定した上で、多重言語を政策選択することは、今や政策の上で自明の原則であると仮定しよう。しかし教育や行政やその他の社会活動に、どこまで多重言語の原則を適用するのかと云う問題は、広義の経済効果の観点から困難な選択を迫ることになる。国際機関の一例として、9言語を公用語とするユネスコやその他の国連専門機関、12言語を公用語かつ実用語とするヨーロッパ連合The European Unionは、大きな財政と時間の拠出を迫る。多重言語の選択は、政治のダイナミズムと強く関連している。この例はまた、文化と文化遺産の理解と認知も、絶え間無く変化する政治のダイナミズムと強く関連していることを示唆している。

国際的規範としての憲章、条約、勧告、宣言など

国際連合と、文化と文化遺産を扱う国連専門機関ユネスコについて概観してみよう。そこにはしかし、「法」のうえの法的な人格、権利と義務、罰則や保障などが明示されるべきであろうが、それらを必ず明示すべき「国内法municipal law」と比較すると、国際法の場合は権利と義務などの、法の必須要件の明示を欠き、「義務 duties, responsibility」と明記しながらも、法の構造上は「努力目標」に相当する場合が殆どであると言われている（参考文献UNESCO-6 “ International Law ”）。

ともかく国際憲章International Chartersと国際条約International Conventionsは、法人である加盟国Member Statesと批准国Ratifying State Partiesに、法的な遂行義務を課す意味で“ binding（拘束力をもつ）”であると理解される。それに対して勧告Recommendationsや宣言Declarationsは、遂行目標を明示する意味で“ non-binding ”であると言われる（参考文献UNESCO-6）。以下の記述には、国際的規範の“ binding ”なものも“ non-binding ”なものとの連記が見られる。それは常時発展展開する国際法と、それに関連する規範やさらには定期総会で決議されるプログラムとの、ダイナミックでヴィヴィッドな関連に由来する。また知的な発展と国際協力を推進するユネスコ憲章の性格にも由来する。

まず国連憲章の前文と第一条や、国連人権委員会（1946年に設置）によって1948年に採択された「世界人権宣言」に規定されるように、全ての人間は平等の「人権 human rights」を付与されている。そして人権の一部として等しく「文化の権利 cultural rights」を合わせ持っている。国連憲章の第73 - 74条には「自治ないし自己統治の権利right to self-government」が明示される。これらの包括的で抽象的な、集団ないしは人間個人の権利は、国連および専門委員会などの紆余曲折を経て、1970年代から「人民ないし民族の自己決定の権利 right to self-determination of peoples」の主張へと展開する。1982年に設置された国連の「先住民作業部会 Working Group on Indigenous Populations」は、マイノリティである先住民の「文化の権利」を取り扱う。さらに敷衍して、人口が少数であるかあるいは多数の人口でも政治、経済、教育、文化の上で劣勢に置かれている文化集団、すなわちマイノリティ文化集団（移住外国人を含む）の、人権と文化の権利主張の道をも開いた。これらの「人権」と「文化の権利」が、今日と近い将来の言語や教育や職業を含む領域と直接関連して、「多様な文化」と「文化遺産」を論じたり扱う時の、拠り所とな

る。例えば国連の中のユネスコ以外の専門機関や委員会、例えば経済社会委員会 ECOSOC、国際労働機関ILO、食料農業機関FAO、世界観光機関WTOなどの専門分野において、文化と文化遺産との連関を少なからず取り扱っている。

身近な例では、アイヌ民族の文化の権利は、上記国連の作業部会などの場での検討を経て、1987年に日本政府の公式文書によって初めて、集団としてのアイヌ人は固有の宗教、言語、文化を保持していることが確認された。そこから明治以来の同化政策によって、平等の日本人と見なされてきたアイヌ人の、マイノリティとしての特定議席の要求や、言語教育、職業、土地などの要求を取り扱う必要も発生しつつあると予想される。オーストラリアなど他の国々の先行事例がある。

これら「文化の権利」の要求は「行政施策」の問題としてよりは、より高次の平等な「人権」の実現を問題にし、それを施策に実現することを要求していると理解されるようになった。またアイヌ人の例から、その過去の文化と過去の政策に基点が置かれているばかりではなく、国際法と国際規範とそして国内法の今日と将来が問題になっていると同時に、異文化集団のよりよい共存が、将来に向けて求められていると理解すべきであろう。

国際法上高次の規範や目標と目前の目的との関係

私は文化遺産の保護と振興という目前の目的を遂行するに際して、「人権」や「文化の権利」はその「理想であり規範である ideals and guiding principles」と理解し、明文化して成功した一面がある。言い替えると、文化遺産の保護と振興は、より高次の「人権」や「文化の権利」を実現することを志向している。だとすればこの目標の達成に向けて、より効果的で経済効果の高い文化遺産の保護と振興が追求されることになる。ここに保存事業に没頭する専門家が見落としがちな、根源的かつ実用的な問題が提起されている。付言すれば、保存事業以外の関連事業を連携させる必要がある。

ところで、多くの国際法と規範の間のヒエラルキーが必ずしも明快ではないことが指摘される。その上に限られた人的財政的な資源をもって、より効果的に「目的」や「目標」を達成する使命を負う時、文化遺産の保護振興という「目前の目的 immediate objectives」と、人的社会的発展や人権というより高い次元の「目標 goals」に向けての寄与と、さらには目前の行動の「成果と効果 outputs and effects」との関連で、経済効果比較を厳しく迫られる。その時、「目的」と「目標」と「経済効果」の三者を総体比較しながら、複数の選択肢で、行動計画をデザインする必要に迫られる。

一般には「直接の効用」という狭い観点から、「文化」と「文化遺産」を理解し認定していくと理解し勝ちである。しかし、「文化の主体」と当該文化遺産に関与する「外部ないし内部の専門家」、文化と文化遺産を理解し認定していく「プロセスとメカニズム」や「基準」の役割、さらにはこれらの要件を設定していく過程が、「文化」と「文化遺産」の本質に関連することを、十分に理解できる。従って、上述のような文化と文化遺産の意味や価値、目標や目的などのヒエラルキカルな理解は、極めて重要な役割を持つ。

5. ユネスコの憲章、条約、勧告、宣言など

国連憲章を受けて、ユネスコ憲章の前文によって、人間の平等が再確認され、人間の心の中に平和の砦を築くことがこの機関の目的とされる。その目的は教育、科学、文化の発

展と協力を通じて達成すべきであると明記される。文化遺産の保護と活用にも言及される。1970年代から情報通信の分野が、ユネスコのプログラム・セクターとして追加された。

文化財の保護に関しては、1954年から1972年までの間に、三つの国際条約 Conventions と9つの勧告 Recommendations が採択されて今日に至る。三つの条約はそれぞれ、戦時下における文化財の保護条約（1954年）、可動文化財の不法保持と貿易を禁止する1970年条約、そして1972年の世界文化自然遺産条約である。勧告は不動可動の文化財、遺跡発掘、歴史都市や公共事業と文化財保護などを扱い、専門家には周知のものである。そして目下、沈没船など水底にある文化財の保護に関する条約の案文が継続して検討されているが、国際海洋条約と商業海域に絡む国益との調整に難航している。海洋は地下と並んで文化財の宝庫であるので、商業サルヴェージにすっかり文化財の持つ豊かな情報を先取りされる以前に、人類が共有すべき文化と歴史情報を保護すべきであろう。

文化遺産の保護と振興が、ユネスコのような国際機関で取り扱われる際に、加盟国や批准国が国際法の法的人格として直接に関与するのは当然である。しかしそのような国際法の一般的な性格に加えて、実際は現行の非加盟国やその他の主体にも、国際法の理念と施策を適用すべき場合も多い。例えば1985年以来ユネスコ非加盟国のアメリカ合衆国や、可動文化財に関する二つの国際条約をまだ批准していない日本などの、積極的な施策や対応が肝要になる場合も少なくない。可動文化財の不法貿易を禁止する1970年の国際条約と、1954年の戦時下に文化財を保護する国際条約を、日本は批准していない。そのために、戦時下その他の状況のなかで、不法に貿易される文化財の終着点が東京である場合が多い。東京の他には、スイスのジュネーブとイギリスのロンドンである。これらの国際都市に存在する大きな市場が、文化財の国際貿易に対して強い吸引力を持っている。この例に鑑み、条約の批准を早期に進めるべきではあるが、それを待たないでも、当該国は即刻に対処することが求められている。

文化財すなはち有形の文化遺産と併せて、無形の文化遺産に関する勧告や宣言も1980年代から多く採択された。また有形無形の文化遺産の一体性も注目されている。文化財の価値や意味は、無形である。文化財はしばしば無形の文化遺産と対を成している。

翻って、上述の「文化」の第三の定義を示唆する議決が、1997年の第29回のユネスコ総会で採択された。「現代世代の、将来の世代に対する責任に関する決議 Resolution concerning the Responsibilities of the Present Generations to the Future Generations」である（参照：UNESCO Record of the General Conference: Resolutions, PARIS, 1997）。その討議に際して、抽象的である故に後回しにすることを訴える先進国に対して、この決議が意図している重要な歴史性を強調する、アフリカ諸国など途上国の強い賛成演説が対照的であった。決議文などが冗長であってはならないが、私はこの短文の決議を歓迎する。この決議が、第三の文化と密接に関連していて、かつ包括的だからである。問うべきなのは、このような決議が今後どのように、具体的で効果を発揮する行動計画に結びつき実現されるかであろう。

1998年のストックホルム世界行動計画「文化政策と発展」

繰り返しになるが、1982年のメキシコにおける世界文化大臣会議はとりわけ、この分野で重要な歴史的分岐点となったと考える（参考文献 UNESCO 2-A）。文化が人類と世界に果たした過去の役割を再確認し、今日と将来に経済、技術、政治などあらゆる分野で、文

化が果たしうる役割を模索する契機となった。5つの行動目的を掲げた「文化発展の世界十年World Decade for Cultural Development 1988 - 1998年」を経て、その総決算としてのストックホルム宣言「発展のための文化政策に関する世界行動計画 International Action Plan on Cultural Policies for Development」は5章から成る。その趣旨が示唆する事実と将来展望については、本論の巻頭で略述した。

一方、食料増産にバイオ・テクノロジーの適用が進んでいる。取り返しのつかない弊害を事前に防止しようとの国際倫理の構築が、ユネスコの任務である(参考文献UNESCO-1)。他方、G8サミットでも、安全性が確認される以前には、適用を控えるべきであると主張するヨーロッパ諸国と、危険性が確認されない限り適用すべきだと主張するアメリカとが、対照的である。発想と戦略の違いの根源は、効用を目指す戦略ばかりではなく、文化の違いにある。ヨーロッパ諸国は、人口問題の解決、教育の普及、伝統的な生産の向上などを総体的に取り上げようとする。ストックホルム世界行動計画と、同じ方向である。ヨーロッパ諸国は、1998年頃から狂牛病などで、生命と経済の同時破壊という脅威を体験しているからである。それに対してアメリカは、これら一つ一つの問題を、プラグマティックに対処療法的に解決すべきだと考える。ここに、思考を方向づける第一の文化から、科学や生産としての第二の文化を通して、過去と断絶を予期させる第三の文化への突入が懸念される。ユネスコが、国際倫理の確立を訴え、かつ文化の面からこれらの問題に総合的に対処しようとする所以である。アメリカとヨーロッパの対照的な戦略の、効率とそれに反する安全との兼ね合いを凝視することになる。科学的な実験と、事象的な試行錯誤とを並行してである。

6. 戦いの文化と平和の文化、寛容と尊重と共生

文化と伝統には、戦いとその逆に平和を希求し、その哲学を支える要因を多く見出す。宗教教理も豊かな文化であり、戦いと平和の両方の要素を含んでいる。戦いの文化も平和の文化もそれぞれに豊かであり、それ自体は両者ともに建設的である。戦いの文化が破壊的になるのは、自己保存と自己主張のために他者を犠牲にすることから発生する。他者を犠牲にするのは、思考の上と武力行使などによる。他者の犠牲は相対的で、その帰結は自己の犠牲として返ってくる。戦争を繰り返した歴史がそれを証明している(参考文献：UNESCO-12)。

現在と近い将来に、国土と直結した国家と、国家と直結した国民の関係が大きな問題になる。急速な人口増と派生する資源の不足、さらに環境破壊が大きな問題になるからである。国土も国家も国民も、文化と文化遺産と直接の関係を持っている。現在の国境は、歴史的な所産である。言語など文化を共有する文化集団が、現在の国境を超えて存在する場合は、世界的に極めて多い。その上に、現在の国土の中に定住している現在の国民は、複数の文化集団からなるのが普通である。そこに、人口増、資源不足などの日常的で困難な問題と、文化や文化遺産の違いという高次の問題とが同時に、文化集団の間の対立を生みやすい構造的な状況を提示する。よりよい共生は容易ではないが、国家と文化集団にとって一つの選択肢である。

国際的または国内の、よりよい共生のためのルールを構築することが緊要である。またルールは一回限りの構築に拠るのではなく、ルール自体が絶え間のない構築のプロセスで

ある。他者と自己に対する寛容と尊重が、共生のルールの根幹になろうか。そうであれば、自己を統治し他者とよりよい関係を保つという、実際的でかつ哲学的な行為を要求される。国土や生産手段の活用はもとより、文化の尊重などあらゆる面で、日常的に要求される行為である。

平和の構築と維持には現在、国際条約と国際機関が機能している。また戦争を局限し、よりよく戦うために、武装紛争に関する国際条約も機能している。国連などの全加盟国が平等に参加する原則の上に立っている。さらに平和の構築と維持には、経済や教育などのよりよい民生と民政が必須である。この面で、G7 (G8) などドナー諸国や、世界銀行や地域開発銀行が、直接的で短期の、しかも機能的な貢献を目指している。

ユネスコやFAOなどの国連専門機関は、短期で機能的な貢献も、また長期で「文化的な」貢献も目指している。長期で文化的な貢献例えば、よりよい生活の文化や、平和や安全の文化の構築には、民主主義の原則の定着や教育開発が必須である。ここでも、上述の「規範」や「目標」や「目的」の関連をプラグマティックに設定する必要がある。本論で扱う「文化」と「文化遺産」の意味や価値の理解と認定が、そのような設定に直接関連している。

7. ナショナリズムと地域主義・国際主義の相克と調和

以上を総合して、「文化」と「文化遺産」の意味や価値の理解と認定は、本来的にナショナリズムという内向性に立っている。その結果は同時に、異文化集団や外国のような外にも向けられている。政治ばかりではなく文化の要素でもある国旗や国歌の制定は、内向的な行為であるが、その結果は明らかに外にも向けられている。日本のように、戦争を想起させる特定の国旗や国歌を政府が制定することに、国民の一部が強く反対するのは、内向的なナショナリズムと外交的な効果とに、強烈な国家のエゴイズムが懸念されるからではなからうか。この懸念を取り払うためには、相当深い思考と、理解と、実証の積み重ねが必要だと考えられる。

ナショナリズムと並行して、またそれを凌駕して地域主義・国際主義を希求するのは通例である。しかし根底に、ナショナリズムと地域主義・国際主義の相克が存在する。時として社会的な危機にこの相克が顕在化する。例えば1930年代の後半に、日本の多くの知識人が「アジア主義」、「大アジア主義」を模索した。その建設的な面は、今日でも妥当であると指摘されている。ヨーロッパ文明の過去の貢献に対峙する、アジア文明の将来の貢献は何かと模索する場合に妥当である。勿論これら二つの文明以外の文明を除外はしない。その上に、国際的な公平と公正を求める時に、地域主義・国際主義は妥当である。しかし残念ながら、1930年代後半の日本軍国主義は、エゴイスティクなナショナリズムすなわち、国土の戦領と文化の強要を希求した。当時でも存在した国際法の無視もした。勿論当時、欧米のアジア太平洋における植民地と軍事的な圧力を、日本に強く認識させた半面、日本の急成長した経済と軍事は、また欧米に対して緊迫した脅威でもあった。その脅威の解消と調整は緊要であった。その当時に欠落し今日あるのは、国連という調整の国際機関と、国際条約とそれを実行するメカニズムであり、それを希求する世界の意志である。

「文化」と「文化遺産」の意味や価値を理解し、その認定を検証する際に、ナショナリズムと地域主義・国際主義との相克を深く検証し、そのよりよい調整を目指す必要に迫ら

れる。それには、政治のダイナミズムと、刻々変化する大衆心理も考慮しなければならない。これらも文化である。その他多くの手段に加えて、民主主義の実現の公器であるところのマスメディアの役割は極めて大きい。マスメディアも文化を創る。質の良い情報を時宜よく公示し、盛んな論戦の場を提供し、公表するためにマスメディアは必須である。その結果、民主主義に則った国民の選択が可能になり、また国民による軌道修正も可能になる。

IV. 結論：文化と文化財のよりよい保護と振興を目指して

以上の手続きを経て理解され認知された文化と文化遺産を、積極的によりよく保護し振興するための条件を列記したい。非常に皮肉であるが、文化と文化遺産は施策から見放されることによって、自然に老化するままで保存される可能性がある。歴史的な町なみがこのように残っている例を世界中で見かける。しかしそれらの町なみは、このままでは自然に消滅していく運命にも遭遇している。この自然の経過を愛でる人達も多く、施策的な保護保存に対して積極的に反対する人達にも、少なからず会った。このような自然の成り行きは、ここでは除外しておこう。また独裁政治体制をとる国では、独裁者の意向で、かえってよく保護される場合もある。それとは反対に、文化と文化遺産が根こそぎに消滅する危険性もある。このような場合も除外する。いずれにしても、このような場合には積極的にできることがないからである。

付言すれば、本論にはすでに、文化と文化遺産の多様性を理解し認知していこうと云う立場とその立脚点がある。この立場こそを綿密に検討することにはそれなりの意義はあろうけれども、しかしこの検討は、本論の枠外であると云うことである。

施策と法律の整備、財政措置と参加

大半の国々で整備すべきことは、まず文化と文化遺産を認知し、保存し振興する政治的意志を、憲法とその他の関連法によって表明することである。このことは、文化と文化遺産の保護に関する国際条約や勧告によっても奨励されている。当然国内法の中では、法的人格である政治主体、個人と集団の義務と権利と恩恵とが明示されているのが原則である。従来国内法の趣旨では、認知する件数を限り、その限りで手厚く保護する施策を取ることになっていた。これが出来るのは、厳しい選定によって、かえって多くの文化と文化遺産を除外することが出来たからである。

さてそれとは反対に、本論の趣旨に沿って、多様な文化と文化遺産を施策の対象として認知しなければならない。そのためには、人手をかけ、財政処置を施す必要がある。この財政措置も、施策や法律の中に明記されなければならない。公的な財源に限界があれば、その拠出を外部に求めなければならない。あるいは、支出を制限しなければならない。云いかえれば、保存や振興の措置が従来とは違うことになる。積極的な参加も促すことになる。

従来は、法律で制限し、施策や措置を制限し、財政措置も制限し、従って参加も制限される、多様性を制限する連鎖反応が通例であった。専門家も市民も、この連鎖のどこから

も出られず、従って多様な文化や文化遺産の意味と価値を理解しても、認知できず、保護することが出来なかったのである。この連鎖を破って、認知と保護へ向かうためには、三つの「力」が必要であった。市民の意志、高いレベルの政治家の力、外部の力である。この言わば政治的な「力」と、財政措置の間には、保護と保存の措置という専門家の領域が介在する。すなわち保護の措置には、政治的な意志と財政措置のバランスの中で、多様な選択肢がありうる。

本論には、これらの制限の連鎖と、さらに多様な選択肢を考慮しない知的制限から解放されることと、文化と文化遺産の多様性を理解し認知することが、極めて密接に関連していることを指摘した。

専門家・機関と市民との協力関係

文化と文化遺産の多様性を理解し認知すること、さらにはそれらを保護し、保存し振興するためには、専門知識と技術が必須である。しかも知識や技術は多くの専門領域にまたがる。専門を多重にする trans-disciplinary 態度とアプローチが必須である。

やや極論ではあるが、しかし多様性の理解や認知は、それを行う主体の立場によっては、このような専門性をも陵駕する可能性があり得る。陵駕したいのだという積極的な意志の表明もあり得る。この可能性はやや厄介な状況を提示はするが、いわゆる専門家と非専門家との建設的な意見交換のチャンスをも提示している。私はこのようなチャンスにも遭遇したことが少なくない。

もう一つ極論ではあるが、文化や文化遺産の公的な認知、認定を拒否する意志の表明があり得る（参考文献 UNESCO-8 “ Privacy and Human Rights ”）。物件の場合にはこの拒否がしばしばある。この拒否の手段として、非公開にしたり私物化したりすることは後を絶たない。公共の利益のために、公開や開示を原則とする国内法 municipal law の規定にもかかわらずである。この場合多様性を積極的に理解する立場から、物件の法的な取り扱いと、拒否する意志の取り扱いとの二つの厄介な問題に直面する。別の例として、商業目的をもった沈没船の国際的サルベージの横行は、もう一つ厄介な現況を提示している。国内法も国際法も及ばない領域での、反文化の商業行為だからである。だからこそ上述のように、目下1998年以来ユネスコでは積極的に、「水底の文化財の保護に関する国際条約」の起案と公式の討議が進められている。NGOである ICOMOS（国際記念物遺跡会議）では、同様の趣旨の案文をすでに採択し、世界に公表している。

このように一見極論の領域が、本来重要な問題を提起していることも、文化の多様性の枠を通して新たに理解される。本題に帰って、多様性を理解し、認知し、保護振興することは、単に理解の枠が広がり、対象が広がるだけでなく、理解する主体にも、理解の質にも変化が起こることを伴う。理解は誰の為なのかを考えると、市民があらゆる場面で協力し参加する必要があることが納得される。逆に見れば、市民はどのように専門家や機関を必要とするか、協力を要請するかという、従来とは逆のアプローチになる。多様性はこのことをも開示している。

研究の端緒を開く目的をもつ本論では、多様な文化の理解のために、上記7つの問題領域を検討した。今後、文化が社会に果たすよりよい役割を模索する目的をもって、どのように多様な文化の理解が、研究や政策に具体化されるかを、実践的に追求する必要がある。

参考文献(1群から13群まで): 参考文献は、辞書、百科事典と主にユネスコの最近の出版物から選択した。

- 1-A. “ The Heritage Illustrated Dictionary of the English Language ”, New York, 1973, ISBN 07-001173-7.
“ The Reader’s Digest Great Encyclopedic Dictionary ”, New York, Library of Congress No. 66-21606.
“ The Concise Oxford Dictionary ”, New York, 1995, ISBN 0-19-861320-2. “ Webster’s World University Dictionary ”, Publishers Company, Washington DC, 1966.
“ Larousse du vingtième siècle ” 6 volumes publiée sous la direction de Paul Auge ; Librairie Larousse, Paris, 1928
《Encyclopaedia universalis》CD-Rom, Encyclopaedia Universalis France, Paris, 1999.
“ Encyclopaedia Britannica CD2000 ”, Oxford University Press, London, 2000.

「東南アジアの文化」《前田成文編「東南アジア学」第5巻》, 弘文堂, 1991.

1. “ The Ethics of Life ” (The Ethics Series) edited by Denis Noble and Jean-Didier Vincent, UNESCO, Paris, 1997, 238pp, ISBN 92-3-103422-7.
- 2-A. “ World Conference on Cultural Policies: Final Report of the Conference, Mexico City, 26 July - 6 August 1982 ”, UNESCO, Paris, 1982, Document No. CLT/MD/1 (236pp). The Report includes 181 Recommendations.
2. Selection from UNESCO Challenges Series:
“ Birth of a Civilization: The Shock of Globalization ” by Yves Brunsvick and Andre Danzin (Commission of the French Republic for Education, Science and Culture), UNESCO, Paris, 1999, 111pp, ISBN 92-103503-7. “ Science and Power ” edited by Nigel Hawkers, UNESCO, Paris, 1995, 176pp, ISBN 92-3-103199-6. “ Memory of the Future: A New Beginning ” by Federico Mayor, UNESCO, Paris 1994, 208pp, ISBN 92-3-103030-2. “ The Culture of Peace ” by Federico Mayor et al., UNESCO, Paris, 1999, ISBN 92-3-103615-7. “ The New Page ” by Federico Mayor, UNESCO, Paris 1995, 98pp, ISBN 92-3-102949-5.
3. Selection from UNESCO Future-oriented Studies Series:
“ From Anticipation to Action: A Handbook of Strategic Prospective ” by Michel Godet, UNESCO, Paris, 1994, 284pp, ISBN 92-3-102832-4.
4. Selection from UNESCO Democracy and Power Series and Ethics:
“ International Law: Achievements and Prospects ” edited by Mohammed Bedjaoui,

UNESCO, Paris, 1992, 1276pp, ISBN 92-3-102716-6. “ Democracy: An Analytical Survey ” by Jean Baechler, UNESCO, Paris, 1995, 1214pp, ISBN 92-3-102845-6. “ Democracy: An Analytical Survey ” by Jean Baechler, UNESCO, Paris, 1995, 1214pp, ISBN 92-3-102845-6. “ Democratic Culture and Governance: Latin America on the Threshold of the Third Millennium ” co-ordinated by Louis Albala-Bertrand, UNESCO, Paris, 1993, 159pp, ISBN 92-3-102858-8. “ Introducing Democracy: 80 Questions and Answers ” by David Beetham and Kevin Boyle, UNESCO, Paris, 1995, 136pp, ISBN 92-3-103081-7. “ The Ethics of Life ” edited by Denis Noble and Jean-Didier Vincent, UNESCO, Paris, 1998, 238pp, ISBN 92-3-103422-7.

5. Selection from UNESCO Culture and Development Series:
 Forthcoming in 2000: “ Change in Continuity ” edited by Culture Sector, UNESCO, Paris, 2000, ISBN 92-3-103491-X. “ The Cultural Dimension of Development: Towards a Practical Approach ” edited by Culture Sector, UNESCO, Paris, 1995, 229pp, ISBN 92-3-103043-4. “ The Cultural Dimensions of Global Change: An Anthropological Approach ” edited by Lourdes Arizpe, UNESCO, Paris, 1996, 259pp, ISBN 92-3-103238-0. “ Cultural Dynamics in Development Processes ” edited by Arie de Ruijter and Lieteke van Vucht Tijssen, UNESCO, Paris, 1995, 285pp, ISBN 92-3-103215-1. “ Our Creative Diversity: Report of the World Commission on Culture and Development ” edited by Culture Sector, UNESCO, Paris and Oxford/IBH Publishing, Delhi, 1997, 238pp, ISBN 92-3-103422-7.

6. Selection from Law and the Cultural Heritage:
 “ Conventions and Recommendations of UNESCO concerning the Protection of the Cultural Heritage ” edited by Culture Sector, UNESCO, Paris, 1983, 2396pp, ISBN 92-3-102101-X. “ La protection des biens culturels en cas de conflit armé ” by Jiri Toman, UNESCO, Paris, 1994, 490pp, ISBN 92-3-202862-X. “ The Protection of Movable Cultural Property ” edited by Culture Sector, UNESCO, Paris, 1994, volume 1: 392pp, ISBN 92-3-101638-5 and volume 2: 334pp, ISBN 92-3-101891-4. “ The Protection of Cultural Heritage: Handbook of National Legislations ” compiled by Bonnie Burnham, ICOM, Paris, 1974, 203pp. “ Law and the Cultural Heritage: Movement ” volume 3 by Lyndel Prott and P.J.O. Keefe, Butterworths, London and Edinburgh, 1989, 1049pp, ISBN 0-406-12071-4.

7. Selection from UNESCO Memory of Peoples, the World Heritage and Others:
 “ Cultures and Civilizations ” (for age 10-14) by Struan Reid, UNESCO, Paris, 1994, 48pp, ISBN 92-3-102927-4. “ Islands ’ Culture and Development: Papers presented at a Seminar in 1989 ”, UNESCO, Paris, 1992, 245pp, ISBN 92-3-002741-3. “ Atlas of the World’s Languages in Danger of Disappearing ” edited by Stephen Wurm, UNESCO, Paris, 1996, 60pp, ISBN 92-3-103255-0. “ Gorazde: Psycho-geography of a Border ”

- directors: Bruno Florentin and Robin Hunzinger, UNESCO, Paris, 1999, 60 mins, PAL ISBN 92-2-103657-2 and NTSC ISBN 92-3-103658-0. “ Prehistoric Rock Art ”, UNESCO, Paris, 1993, 34pp, ISBN 92-3-102599-6. “ Prehistoric Stone Monuments ”, UNESCO, Paris, 1993, 36pp, ISBN 92-3-102686-0. “ Handbook for the Collection of Traditional Music and Musical Instruments ” by Genevieve Dourmon, UNESCO, Paris, forthcoming in 2000, ISBN 92-3-103304-2.
8. Selection from UNESCO Human Rights in Perspective Series:
 “ Cultural Rights and Wrongs ” edited by Halina Niec, UNESCO, Paris, 1998, 224pp, ISBN 92-3-103555-X. “ Human Rights: New Dimensions and Challenges ” edited by J. Symonides, UNESCO, Paris, 1998, 322pp, ISBN 92-3-103582-7. “ Human Rights: Questions and Answers ” by Leah Levin, UNESCO, Paris, 1996, 148pp, ISBN 92-3-103261-5. “ Biomedical Technology and Human Rights ” by Eugene Brondy, UNESCO, Paris, 1993, 312pp, ISBN 92-3-102806-5. “ Privacy and Human Rights: An International and Comparative Study, with Special Reference to Development in Information Technology ” by James Michael, UNESCO, Paris, 1994, 194pp, ISBN 92-3-102808-1. “ Taking Action for Human Rights in the Twenty-first Century ” compiled by Federico Mayor and Roger-Pol Droit, UNESCO, Paris, 1998, 181pp, ISBN 92-3-103553-3. “ The Universal Declaration of Human Rights: A History of its Creation and Implementation, 1948-1998 ” UNESCO, Paris, 1998, 160pp, ISBN 92-3-103513-4.
9. Selection from Disaster and Poverty Eradication:
 “ Rising from the Ashes: Development Strategies in Times of Disaster ” by Mary Anderson and Peter Woodrow, UNESCO, Paris, 1989, 338pp, ISBN 92-3-102618-6.
 “ Poverty, Progress and Development ” edited by Paul-Marc Henry, UNESCO, Paris, 1991, 338pp, ISBN 92-3-102617-6. “ Coping with Crisis: Austerity, Adjustment and Human Resources ” (Education on the Move Series) edited by Joel Samoff, UNESCO, Paris, 1995, 284pp, ISBN 92-3-102973-8.
10. Selection from Education on the Move Series and Social Sciences: Since “ education ” is an essential and trans-disciplinary field related to culture and human development, only a small number of references are selected here from a large collections of the recent UNESCO Publications.
 “ The Cultural Dimension of Development ”: Towards a Practical Approach ”, UNESCO, Paris, 1995, 229pp, ISBN 92-3-103043-4.
 “ The Cultural Dimension of Global Change: An Anthropological Approach ” edited by Lourdes Arizpe, UNESCO, Paris, 1995, 229pp, ISBN 92-3-103043-4.
 “ Development, Culture and Education ” by L.F.B. Dubbeldamm, et al., UNESCO, Paris, 1994, 236pp, ISBN 92-3-103038-8.
 “ Cultural Development and Environment ” by Georges Tohme ’ , UNESCO, Paris,

1992, 120pp, ISBN 92-3-102787-5.

“ Violence at School : Global Issues and Interventions, A State-of-the-Art Survey in Some Developing Countries as well as in Israel and Slovakia ” edited by Toshio Ohsako, UNESCO, Paris, 1997, 125pp, ISBN 92-3-185004-0.

“ Information Technologies in Teacher Education: Issues and Experiences for Countries in Transition ” edited by Betty Collis, Iliana Nikolova and Katerina Martcheva, UNESCO, Paris, 1995, 318pp, ISBN 92-3-103072-8.

“ Innovations in Science and Technology Education, volume IV ” edited by Devid Layton, UNESCO, Paris, 1992, 220pp, ISBN 92-3-102779-4.

“ Tolerance: The Threshold of Peace ” by Betty Reardon, UNESCO, Paris, 1998, ISBN 92-3-103376-X.

“ Adult Learning and the Challenges of the 21st Century ” (UIE Studies Series), UNESCO, Paris, 1999, ISBN 92-820-1089-9.

“ Landscapes of Literacy: An Ethnographic Study of Functional Literacy in Marginal Philippine Communities ” by Maria Luisa Canieso-Doronila, UNESCO, Paris, 1997, 206pp, ISBN 92-820-1188-1.

“ A Global Geo-chemical Database for Environmental and Resource Management: Final Report of IGCP Project 259 ” edited by Science Sector, UNESCO, Paris, 1995, 122pp, ISBN 92-3-103085-X.

11. Selection from UNESCO Science, Information, Environment

“ Remote Sensing Handbook for Tropical Coastal Management ”, by E.P. Green et al., UNESCO, Paris, forthcoming in 2000.

“ Environmentally Sustainable Economic Development: Building on Brundtland ” edited by R. Goodland, et al., UNESCO, Paris, 1992, 100pp, ISBN 92-3-102781-X.

“ Decision Support System for the Management of Grazing Lands: Emerging Issues ” edited by J. Stuth, et al., UNESCO, Paris, 1993, 301pp, ISBN 92-3-102835-9.

“ Forest Biodiversity Research, Monitoring and Modelling ” edited by F. Dallmeier, et al., UNESCO, Paris, 1998, 671pp, ISBN 92-3-103408-1.

“ Tropical Forests, People and Food: Bio-cultural Interactions and Applications to Development ” edited by C.M. Hladik, et al., UNESCO, Paris, 1993, 852pp, ISBN 92-3-102879-0.

“ Women on the Move: Contemporary Changes in Family and Society ”, UNESCO, Paris, ISBN 92-3-102157-5.

12. Selection from UNESCO Peace and Cultural Conflicts

“ Peace! An Anthology by the Nobel Peace Prize Laureates ”, UNESCO, Paris, 1995, 576pp, ISBN 92-3-103193-7.

“ UNESCO and a Culture of Peace: Promoting a Global Movement ”, UNESCO, Paris, 1997, 144pp, ISBN 92-3-103391-3.

“ Tolerance based on an original idea by Dominique Roger and Claudine and Andre ' Parinaud ” , UNESCO, Paris, 1995, 191pp, ISBN 92-3-103235-6.

“ Non-Military Aspects of International Security ” , UNESCO, Paris, 1995, 264pp, ISBN 92-3-103073-6.

“ From a Culture of Violence to a Culture of Peace ” , UNESCO, Paris, 1996, 276pp, ISBN 92-3-103290-9.

“ Conflict Resolution: New Approaches and Methods ” , UNESCO, Paris, 2000, 165pp, ISBN 92-3-103640-8.

13. Selection from UNESCO World Reports and Directories:

“ World Directory of Peace:Research and Training Institutions ”, UNESCO, Paris, 1988, ISBN 92-3-002486-8. UNESCO “ World Reports ” are available in the fields of Culture, Communication, Education, Sciences and Social Sciences.